

## Q&A(よくあるご質問と回答)

No.	質問	回答
<b>本調査の対象について</b>		
1	1案件あたりの調査金額は、上限5,000万円もしくは2,000万円とあるが、それよりも少額の調査金額でもよいのか。	5,000万円、2,000万円は、あくまでも上限であり、事業規模に応じて、調査規模を設定してかまいません。
2	計画している調査が上限の5,000万円を超えることが見込まれる場合、どのように応募すればよいか。	本事業へは、定められた上限の範囲で応募いただき、それを超える部分については、提案法人に負担いただくことになります。ただし、本事業は、提案法人がJICAとの委託契約に基づき実施する業務への対価として支払われるものであり、提案法人が自ら実施する調査経費の一部を負担する補助金とは性格が異なることにご留意ください。そのため、JICAが負担する金額には、調査に必要な経費がバランスよく計上されることが望まれます。なお、提案法人が調査費用の一部を負担している場合においても、調査全体にJICAの定める本調査のルールが適用されますので(例:成果品の著作権・所有権はJICAが有するなど)、ご了承ください。
3	JICAにおいてBOPビジネスとはなにか。	JICAにおいてBOPビジネスかどうかの判断は、BOP層の抱える「開発課題」に対し如何にビジネスの側面からその改善に貢献することができるのか、という点により判断します。詳細は、募集要項をご覧ください。
4	すでに本調査で調査を実施している法人が、別の国で別のBOPビジネスを提案することは可能か。	可能です。但し、毎回多数の応募を頂いており、JICAとしては幅広い事業提案者のBOPビジネスを支援したい考えもあることから、場合によっては、採択の優先順位が劣後する可能性もありますので、ご注意ください。
5	部品事業も本制度の対象に含まれるのか。	部品事業がどの程度BOP層に裨益するかにより判断します。製品・サービスを提供する形のBOPビジネスであれば、それらが最終的にどこに仕向けられるのかがポイントとなります。大部分が先進国に仕向けられる場合、製造プロセスの中でどの程度BOP層を人的リソースとして活用し、どの程度BOP層に裨益するかが重要となります。
6	「商品宣伝等を目的とするビジネス」が本調査の対象外となるとあるが、どういうことか。	本制度の対象とする事業は、ビジネスを通じて直接BOP層の抱える開発課題を解決していくものであることから、商品宣伝活動のみを内容とする提案は対象外です。ただ、一部に広告収益を含むビジネスは対象となります。なお、調査中にパイロット事業として宣伝活動を行っていただくことは問題ありません。
7	本調査では、JICAが相手国政府の承認を得る手続きを行うのか。	本調査は、現地政府からの要請は原則不要です。従って、相手国政府の承認を得る手続きも不要となります。ただし、ビジネス実施に必要な許認可がある場合は、事業提案者が取得する必要があります。
<b>対象法人について</b>		
8	共同企業体の場合、調査後に事業実施の主体となる法人が共同企業体の中で上位となるのか。例えば、メーカーとコンサルタントの場合、必ずメーカーを代表者とすべきか。	調査終了後に提案事業の主たる実施者となることが想定される法人が代表者となることが推奨されます。
9	地方自治体が共同事業提案者として、もしくは補強団員として調査に参加することは可能か。	調査への参加は、地方自治体等の行政機関であっても可能です。JICAとして、BOPビジネスに対しては利益をもとに事業が継続していくことを期待しており、BOPビジネスの実施主体は利益を上げられる、ないしは再投資に回すことができる主体であることが必要です。その意味で行政機関単独でビジネスを行っていくことは難しいと考えられますが、例えば民間企業がビジネスを展開する際に行政で培ったノウハウ等の伝授や、BOPビジネスのサポート役として活躍することが期待されます。
10	事業提案者は、本調査を通じて事業計画を策定後、主たる事業者として実際に当該事業に関与することが想定されている法人とあるが、企業と大学が共同提案者として提案することは可能か。	共同提案者として、大学法人も対象となり得ます。ただし、民間企業と同様、資格審査の対象となるため、全省庁統一資格がない場合は資格審査関係書類を申請・取得の上、提出してください。
<b>調査体制について</b>		
11	コンサルタントとの共同提案を前提にした場合、総括＝主たる事業提案者、JICAとの窓口業務＝共同企業体を構成するコンサルタントとすることは可能か。	可能です。ただし、経理処理に係る業務は共同企業体の代表法人が責任をもって実施する必要があります。
12	採択後、企画書提出時から、調査団員を変更することは可能か。	可能ですが、調査の一貫性を確保するためにも可能な限り変更がなきよう計画を作成することをお願いします。とりわけ、審査時の評価対象者の交代は相応の理由がない限り認められませんのでご注意ください。また、調査提案時には、複数の候補者ではなく、必ず調査に参加することが見込まれる団員を記入してください。
13	調査団員の構成に関し、現地駐在員事務所の社員をメンバーに加えたいと考えているが、現地駐在員事務所の社員も調査団員として含んでも問題ないか。	現地駐在員事務所社員の調査団参加も、評価対象に含めることも、問題ありません(ただし、応募資格に日本登記法人との要件を課しているため、現地法人の社員が参加する場合は、提案者としての応募ではなく、補強団員としてのみ参加が可能です)。現地在住の団員が現地にて実施する業務は、出張を伴わない限り「国内業務」として計上されます。

## Q&A(よくあるご質問と回答)

No.	質問	回答
14	補強と外部人材を含めることを認めると記載されているが、補強と外部人材の違いは何か。(経費についても含む)	補強は事業提案者側の業務従事者、外部人材は事業提案者以外の業務従事者として扱われます。補強は同意書を提出した事業提案者の責任の下、本調査を経た事業化後も参画することを見込んでの参加となり、外部人材は本調査のみの参加として事業提案者との契約に基づいた参加となります。補強は直接人件費の支給対象外となりますが、外部人材は直接人件費の支給対象となります。他方、旅費に関しては、補強、外部人材ともに計上可能です。
15	補強と外部人材を含めることが認められると記載されているが、外部人材は企業や会社等の法人に所属する個人でも問題ないか。	法人等所属の個人の方でも問題はありますが、事業提案者(共同企業体の場合は代表法人)との間で契約関係は結んでいただくこととなります。なお、提案者(共同企業体の場合は共同提案の法人を含む)の子会社・グループ企業を含む関連会社の関係者については、外部人材として認められません。
16	事業実施会社とコンサルタント会社での共同企業体を考えているが、コンサルタント会社が主契約者となることはできるか。また、総括をコンサルタント会社から出すことはできるか。	ビジネスの実施主体であればコンサルタント企業が代表法人となること、および総括を当該コンサルタント企業から出すことは可能ですが、調査終了後に提案ビジネスの主たる実施者となることが想定される事業会社が代表者となることが推奨されます。
<b>再委託と補強団員について</b>		
17	外部人材として参加している企業の下に、別法人からの補強を加えることは可能か。	外部人材が所属する企業の下に補強を加えることは可能ですが、事業提案者(共同企業体の場合も含む)に直接補強を入れることとの違いを認識の上、ご検討ください。ただし、当該補強団員が事業提案者及びその子会社・グループ企業の役員である場合には、直接人件費の支給対象になりません。
18	日本のコンサルタント企業と一緒に進めていく予定だが、共同提案ではなく、当社からコンサルタント企業に発注する形をとることは可能か。	原則として国内の再委託は不可です。但し、提案法人のみでは実施することが困難な高度かつ専門的な調査業務に限り認められる場合があります。その範囲については、契約交渉の段階で個別に検討させていただきます。また、再委託先は、競争性を持った選定が必要です。そのため、特定の法人を活用したい場合は、共同企業体を組むか当該法人から補強団員又は外部人材として参加する形態で提案してください。なお、共同企業体として提案される場合、共同提案の法人間の契約関係についてJICAは関与しません。
19	補強団員を評価対象者としてもよいか。	可能です。評価対象者の全員が補強団員であることは認められませんが、一部であれば結構です。なお、補強団員は、業務主任者にはなれません。補強団員を評価対象者とする場合には、同意書(別添様式)を取り付け、写を企画書に添付してください。
20	現地の政府機関の職員を現地備上することは可能か。	原則としてできません。ただし、国立(あるいは公立)大学法人や公的研究機関の研究者等によっては、業務内容と専門性によって個別に判断し、認められる場合があります。企画書段階では計画としてご提案いただければ結構です。
21	再委託の場合の金額はどのように見積もればよいのか(企画書作成段階では発注先の用途は立っても発注額は算定できない場合)。	再委託先の用途が立っていても、見積書を取り付けることが難しい場合には、対外的に当該金額が説明できる根拠資料を作成し、確認できる範囲で正確な価格にて算定ください。採択された案件に関しては、見積書を提出していただいた際に、根拠書類に基づく金額を記載いただくとともに、契約交渉において詳細な説明を求めます。
<b>経費について</b>		
22	日本からの試供品の運搬や加工に係る費用は、支払い対象となるか。	試供品の運搬費用は、支払い対象外です。加工費用は、加工やパッケージのデザインにかかる外部人材の直接人件費は対象となりえますが、加工そのものにかかる費用については対象外です。
23	ファイナル・レポート作成に係る現地語の翻訳費用は支払い対象となるか。	翻訳費用は支払対象外です。
24	(精算について)調査費用はどのタイミングで支払われるのか。	精算は、①前払(契約金額の4割が上限額。銀行等の保証が必要)、②部分払(出来高払い)、③概算払(最終成果品検査後に契約金額の9割まで可能。)、④精算払(最終一括払い)のオプションがあります。前払と部分払は併用が可能です。募集要項 別添、経理処理ガイドラインに詳細を記載しています。
25	JICA、提案法人、外部人材、補強それぞれの間の精算時支払いルートを知りたい。提案法人と外部人材の間で支払い決済するため、その根拠として契約を取り交わす必要はあるか。	提案者と外部人材の間で契約関係を結んで頂くことが必要です。精算においては全額、JICAから代表法人に対して支払います。精算時、事業提案者と外部人材との間で締結した契約書(外部人材費に係る精算証憑として)、及び、同契約に基づいて外部人材としての活動が実施されたことを確認できる検査調書を作成し、提出して頂きます。
26	見積書は、企画書と一緒に提出する必要があるのか。また、見積書のフォーマットはあるのか。	見積書は、企画書と一緒にご提出ください。見積書のフォーマットは、募集要項の様式1、2となります。契約書の[付属書Ⅲ]契約金額内訳書とほぼ同様式です。
27	提案法人の経費と外部人材費用の割合(外部人材費の上限)について制約はあるか。	制限はありませんが、提案法人の関係者の参加が非常に少ない場合には、その後の事業実施に関する意思がないと捉えられる可能性があります。事業提案者として、事業の成立に向けた調査実施に必要なバランスのとれた人員配置及び経費配分をお願いします。
28	直接人件費×その他原価率120%を上限に任意で設定できるとなっているが、その他原価率の根拠の提出を求められるのか。	その他原価率の根拠については必要に応じ求める場合があります。精算時に諸経費部分の証憑などの提出は不要です。

## Q&A(よくあるご質問と回答)

No.	質問	回答
<b>企画書及び提出書類について</b>		
29	採択後の手続きはどうなるのか。	採択後は、募集要項Ⅲ2に記載のとおりの手続きとなります。詳細については、採択後に個別にお知らせいたします。
30	様式10 評価対象従事者経歴書について、記入を予定している者は、海外経験も豊富で、英語も非常に堪能だが、現時点で、語学能力認定の関わる資格を有していない。英語能力については、実際面で非常に高いレベルにあったとしても、証明書が無ければ全てD判定をするしかないのか。	語学証明書の提出は必須ではありません(あれば参考として添付下さい)。資格がない場合、自己判定をしていただければ結構です。
31	様式5 提案者情報で、資本金を記載する必要があるが、大学のような学校法人等、いわゆる資本金という概念というものが無い場合はどうしたらよいか。	学校法人等の資本金がない場合には特に記載いただく必要はございません。
32	様式5 提案者情報には、提案法人の情報のみ記載し、外部人材として参加している企業情報は掲載不要か。	掲載する必要はありません。
33	外部人材については同意書その他必要な提出資料はあるか。また、補強と外部人材は企画競争申込書への連名・押印は必要か。	外部人材に関しては同意書等の提出資料は不要となります。一方で、事業提案者と外部人材の間では契約関係となりますので、個別に契約書を締結していただく必要があります(契約書写は精算時にJICAへの提出が必要です)。また、企画競争申込書の連名と代表者印・社印は、事業提案者に関してのみとなっており、外部人材や補強については不要です。但し、補強を評価対象者とする場合には、企画書提出時に同意書写の提出が必要となります。
34	様式10 評価対象業務従事者経歴書に、雇用保険及び健康保険の記載箇所があるが、自社で保険を提供していない場合は加入している国民保険を記載すればよいか。	雇用保険及び健康保険の記載は、その方が、法人の専任技術者(募集要項ご参照)であるかどうか確認させていただくものです。総括として提案されるのであれば、その方が、事業提案者の専任技術者である旨を証明できるものをご提出ください。補強の場合は、記載頂く必要はありません。
<b>資格審査について</b>		
35	共同企業体で提案する場合、参加するそれぞれの企業が資格審査申請を行う必要があるのか。	複数の法人からなる共同企業体として応募される場合は、共同企業体を構成する各法人の申請手続きが必要です。なお、その場合の申請書の提出は、別々でも構いません。
36	まだ設立間もない会社で、財務諸表が直近1か年分を提出できないが、どうしたらよいか。	1か年分を提出できなければ、存在する類似の書類を提出してください。(対象期間は1年未満で可)。
37	補強及び外部人材についても競争参加資格の取得は必要か。	補強及び外部人材に関しては、競争参加資格申請の必要はありません。
38	資格審査申請書類は、企画書とともに一つの封筒に同封して提出してよいか。	資格審査申請書類、企画書は別の封筒にて提出してください。
<b>その他</b>		
39	本制度において、BOPビジネスの将来の実施主体を、ある程度カウンターパート(C/P)に求めることは可能か。それとも、事業提案者が現地で大きな役割を担っていくことを前提としているのか。	現地C/Pが将来の実施主体となることは十分に想定されますが、事業提案者は日本登記法人であることを要件としており、例え主体が現地C/Pとなった場合でも、JICAとしては、提案する日本企業の主体的な参画を期待しております。例えば、ビジネスモデルを構築し現地企業に提供しただけでは提案事業に参画しているとは言えず、事業実施段階でも、日本企業が継続的に関与していくことが望まれます。
40	過去に採択された案件の企画書を公開していただくことは可能か。	企業情報など機微に触れる情報が含まれるため、企画書はすべて非公開とさせていただきます。
41	検討している案件が、過去に採択された案件と同じ国で内容が重複する場合、先行案件の情報を提供していただくことは可能か。	調査終了案件は原則として弊機構ウェブサイト( <a href="http://gwwweb.jica.go.jp/km/FSubject9999.nsf/3b8a2d403517ae4549256f2d002e1dcc/96b5564fdc97219849257aaf0023bba1?OpenDocument">http://gwwweb.jica.go.jp/km/FSubject9999.nsf/3b8a2d403517ae4549256f2d002e1dcc/96b5564fdc97219849257aaf0023bba1?OpenDocument</a> )でファイナルレポートを公開しております。当該報告書の公開前は、原則法人名、案件名、事業概要(2~3行程度の簡易な概要)のみを、プレスリリースとして案件の仮採択後の段階で公開しております。
42	調査中は、JICAから何等かのサポートはあるのか。また、JETROなど他機関との連携はあるのか。	JICAでは、本部及び在外事務所にて、必要な情報提供やJICAとの連携に係るご相談について対応をさせていただきます(必要に応じて相手国政府機関、公的機関とのアポ等のサポート含む。ただし、ホテル、移動手段などのロジ面の手配については除く)。JETROなど他機関との連携については、ケースバイケースで、ご相談に応じます。

## Q&A(よくあるご質問と回答)

No.	質問	回答
43	仮に調査実施中に当初の想定よりも早く事業化のめどが立った場合、調査期間中であっても、現地に工場を建設し、生産を開始するという経営判断がなされることが考えられるが、その際、調査と事業化を並行して進めることについて何らかの制約はあるか。	特に問題や制約はございませんが、事業化が予定より早く進んだ場合でもJICAとの契約で取り決めた調査内容の実施および報告書の作成は行っていただく必要がありますので、そうした見通しが出てきた場合には早めにJICAにご相談ください。
44	(報告書について)公開が必要なのはファイナル・レポートのみか。また、既存調査の報告書で、既に公開されているものはあるか。	公開が必要なのはファイナル・レポートのみです。また、現時点で公開済のファイナル・レポートは、以下のウェブサイトにてご確認ください。 ( <a href="http://gwweb.jica.go.jp/km/FSubject9999.nsf/3b8a2d403517ae4549256f2d002e1dcc/96b5564fdc97219849257aaf0023bba1?OpenDocument">http://gwweb.jica.go.jp/km/FSubject9999.nsf/3b8a2d403517ae4549256f2d002e1dcc/96b5564fdc97219849257aaf0023bba1?OpenDocument</a> )
45	調査終了後の成果品の公開基準について教えてほしい。	成果品となるファイナル・レポートは、原則として一般公開の対象となります。ただし、当該ビジネスの商業上の秘密に該当し、公開が事業提案者に対して損害をもたらすと判断される場合は、契約先法人と協議した上で、一定期間非公表とすることを検討します。その場合は、公開対象及び非公開部分についてファイナル・レポートの分冊をお願いする場合があります。また、公開制限期間については個別に検討いたします。